

第3章 全体構想 分野別まちづくり方針

1 分野別まちづくり方針の考え方

「土地利用方針」、「道路・交通の方針」、「水辺・公園・緑地の方針」、「景観・観光の方針」、「住宅・住環境の方針」、「防災・防犯の方針」の6つの分野別方針ごとに、本市の将来像とまちづくり目標の実現に向けた取組を示します。

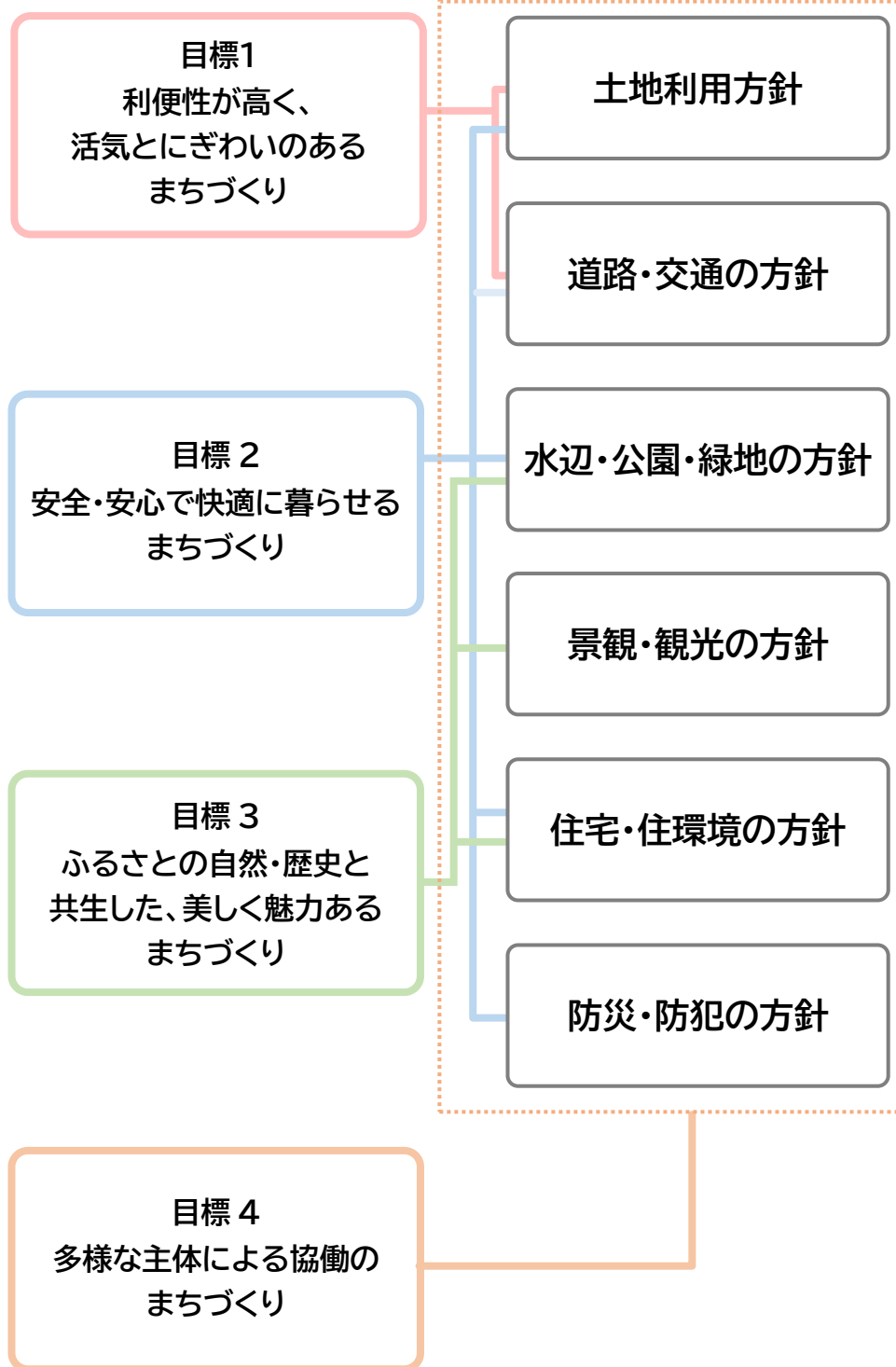
<将来都市像とまちづくり目標>

《将来都市像》

《まちづくりの目標》

《分野別まちづくり方針》

誰もが暮らしやすさを
実感できるまち
さかど



2 土地利用方針

(1) 方針の考え方

人口減少、少子高齢化に対応するため、豊かな自然環境との調和を図りながら、都市機能や居住地の集約を推進し、安心して快適に住み続けられるコンパクトな都市の形成を図ります。

また、生活の質の向上を図るため、地域地区の見直しや地区計画制度の運用等により、住宅地や商業地、工業地等、地域の特性に応じた適正な土地利用を誘導し、良好な市街地環境を形成します。

(2) 施策の方向性

1) 市街地ゾーン

①地域の特性に応じた良好な市街地の形成

- 計画的に整備された大規模住宅団地や既存の低層住宅地については、地区計画などを活用しながら、将来にわたり良好な住環境の維持・向上を図るとともに、定住人口の受け皿となるよう既成市街地の再整備を推進します。
- 市街地内に残されている屋敷林、社寺林などの貴重な緑地の保全に努めます。
- 都市基盤が未整備となっている住宅地や密集している住宅地では、関連事業等との連携を図りながら、狭あい道路の解消など、住環境の改善を図ります。
- 施行中の土地区画整理事業施行区域については、引き続き都市基盤の整備を推進し、良好な市街地の形成を図ります。また、計画決定後、事業化が進まない地区については、地域住民等と協議しながら、整備の方向性について調査・研究を進めます。
- 小学校跡地等の公的な未利用地については、各種都市計画制度等を活用し、継続的に土地利用の検討を推進します。
- 高校や大学等の教育施設が集積する地域では、周辺地域等との協力・連携による魅力的な都市環境を形成する文教拠点として、本市の文化・教育の増進に寄与する文教機能の継続的な育成を図ります。

②活気とにぎわいのある商業・業務地の形成

- 本市の拠点となる中心拠点や生活拠点では、坂戸市立地適正化計画に基づきながら、各拠点の特性に応じ、商業施設をはじめとした都市機能の誘導を推進し、市民の日常生活や経済活動を支える魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

③都市の活力を支える工業地の形成

- 富士見工業団地等の計画的に整備された大規模な工業地は、周辺の住環境を踏まえながら、本市の産業拠点として操業環境の維持・向上を図ります。
- IC 周辺等の広域交通のアクセスが優れている地域では、その優位性を生かし、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業・流通など産業振興に資する土地利用を推進します。

④交通利便性を生かした沿道市街地の形成

- 交通量の多い幹線道路の沿道では、周辺の住環境に配慮しつつ、交通利便性を生かした商業施設をはじめとした産業振興に資する土地利用を推進し、活気のある沿道市街地の形成を図ります。

⑤公共施設の再編及び総合的かつ計画的な維持管理の推進

- 既存の公共施設は、少子高齢化に伴う利用需要の変化やライフサイクルコスト等の実情に応じて、統廃合を含む施設の在り方について検討します。
- 各種公共施設の維持管理については、民間活力導入による更なる市民サービスの向上とともに、効率的な施設管理、運営を図ります。

2) 農地共生ゾーン

①良好な集落地環境の維持・向上

- 農業集落地については、各種都市計画制度を用いながら、地域環境との調和に配慮した秩序ある土地利用の誘導を図るとともに、地域の特性に応じた良好な住環境の維持・向上に努めます。

②屋敷林、社寺林など地域に身近なみどりの維持・保全

- 農業集落地内に残る屋敷林、社寺林、古木・大木など身近なみどりについては、維持・保全に努めます。

③市民総合運動公園の機能強化と充実

- 多様な市民利用施設が立地する坂戸市民総合運動公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として、民間活力等を活用しつつ、機能の強化と施設の充実・改修を図ります。

3) 農地ゾーン

①優良農地の保全

- 農用地のうち、優良農地については、農業生産の場であるだけでなく、都市にうるおいを与える緑地空間、郷土景観として貴重な機能も有することから、保全を図ります。

②不耕作地における活用方法の検討

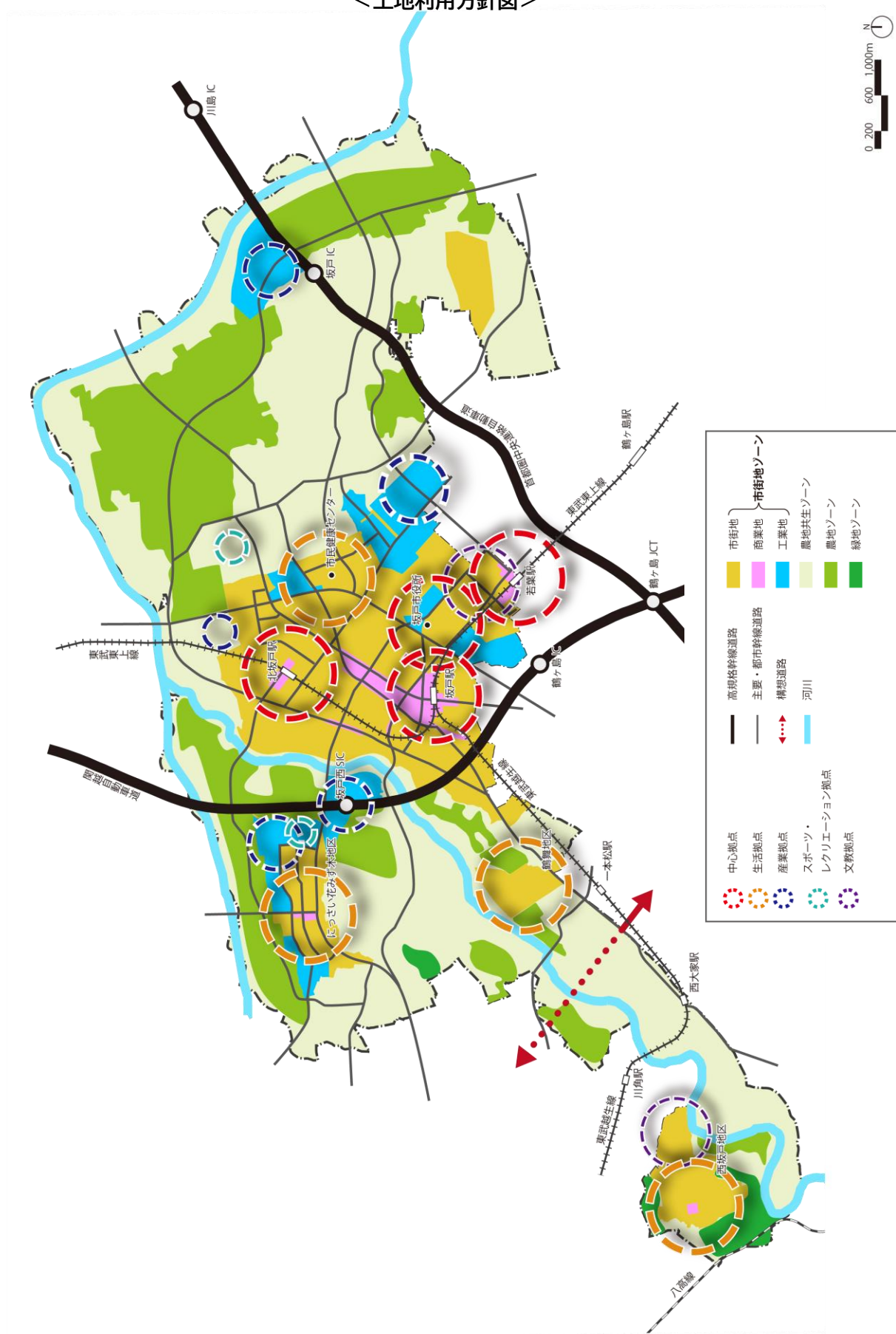
- 不耕作地については、市民農園などの新しい活用方法について検討します。

4) 緑地ゾーン

①城山の森の保全・活用

- 城山の森は、本市を代表するふるさとの資源として保全し、良好な緑地機能の活用方法を検討します。

<土地利用方針図>



序
章

第1章

第2章

第3章

全体構想
分野別まちづくり方針

第4章

第5章

資料編

3 道路・交通の方針

(1) 方針の考え方

人やモノの円滑な移動を支える広域連携軸や近隣都市間を結ぶ都市連携軸、市内の交通を支える市内連携軸等の体系的な整備の推進による、道路・交通ネットワークの形成を図ります。

また、鉄道やバスの利便性向上や交通結節点の機能強化等により、誰もが安全に快適に移動できる公共交通ネットワークの形成を図るとともに、歩行者や自転車利用者にとって回遊性の高い都市の実現を図ります。

(2) 施策の方向性

1) 中心市街地及び地域間を連絡する幹線道路網の強化

①計画的な幹線道路の改良・整備の促進

- 中心市街地や各地域間を連絡する幹線道路については、将来の交通量に考慮した改良・整備を促進します。
- 川越市から市西部を通り越生町へ連絡する主要幹線道路(仮)新川越越生線については、新川越越生線建設促進期成同盟会の取組を通じて、早期整備の促進を図ります。

②都市計画道路の整備推進

- 主要幹線道路や都市幹線道路と連絡し、市街地内や地区間をネットワークする都市計画道路の整備を推進します。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、社会状況の変化を踏まえた必要性、構造の適正さ等の検証を行いながら、見直しを含め検討します。

2) 駅周辺の交通結節点としての機能強化

①駅周辺の利便性の向上及びバリアフリー化

- 駅前広場及び周辺道路等については、歩道の段差解消・改善、案内標示の整備などのバリアフリー化を推進するとともに、利便性の向上を図ります。
- 主要な鉄道駅周辺については、交通拠点機能の強化を図るため、周辺整備と連携して駐車場や駐輪場の整備を促進します。また、駐輪場については、需要等を考慮し再編を含めたあり方を検討します。

②鉄道輸送力の強化

- 鉄道輸送力の強化を図るため、東京地下鉄有楽町線の増発、東武越生線の直通化・複線化など、鉄道事業者等関係機関に要請していきます。

3) 持続的な公共交通ネットワークの構築と利便性の向上

- 既存のバス路線や市民バス路線については、住宅整備や道路整備などに併せて、バス利用者の利便性の向上を図ります。
- 人口や市民バスの利用が少ない地域、公共交通空白地域等を対象とし、新たな移動手段として「支え合い交通」や「デマンド交通」の導入を検討します。
- 日中稼働していない民間事業者や教育施設の送迎車両など、地域における輸送資源の有効活用方法について検討します。
- バス事業者等との連携を図りながら、誰もが安心して利用できるノンステップバスや低公害車の導入を進めます。
- 周辺市町と連携し、中心市街地や鉄道駅などへの相互乗り入れについて協議を図ります。
- 公共交通の充実や利便性の向上に資する、自動運転バスの導入などの新たな技術の活用を検討します。

4) 安全・快適に回遊できる道路の安全性・快適性の確保

①生活道路や歩道の整備・改善

- 生活道路については、日常生活の安全性や利便性の向上を図るため、地域の主要な生活道路を中心に、段階的に整備・改善を図ります。
- 既存歩道の改善や歩車分離などにより、安全な歩行者ルート確保及び路線や区間の特性を踏まえた、自転車通行帯の整備を推進します。
- 駅周辺や商店街、学校の通学路、公共施設周辺などの人通りの多い道路については、歩道の確保に努めるとともに、既存歩道の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの整備・充実を図り、バリアフリー化を推進します。
- 道路環境の向上を図るため、道路緑化の推進、地域住民による清掃・美化活動の促進を図ります。また、道路パトロール等を充実させ、道路の適切な維持管理を図ります。

②無電柱化の推進

- 国及び県による無電柱化の取組との連携を図ります。また、市街地整備等を実施する際は無電柱化を検討します。

③防災上支障のある狭あい道路の整備・改善

- 密集している住宅地の狭あい道路など、防災上支障のある生活道路の整備・改善を図ります。

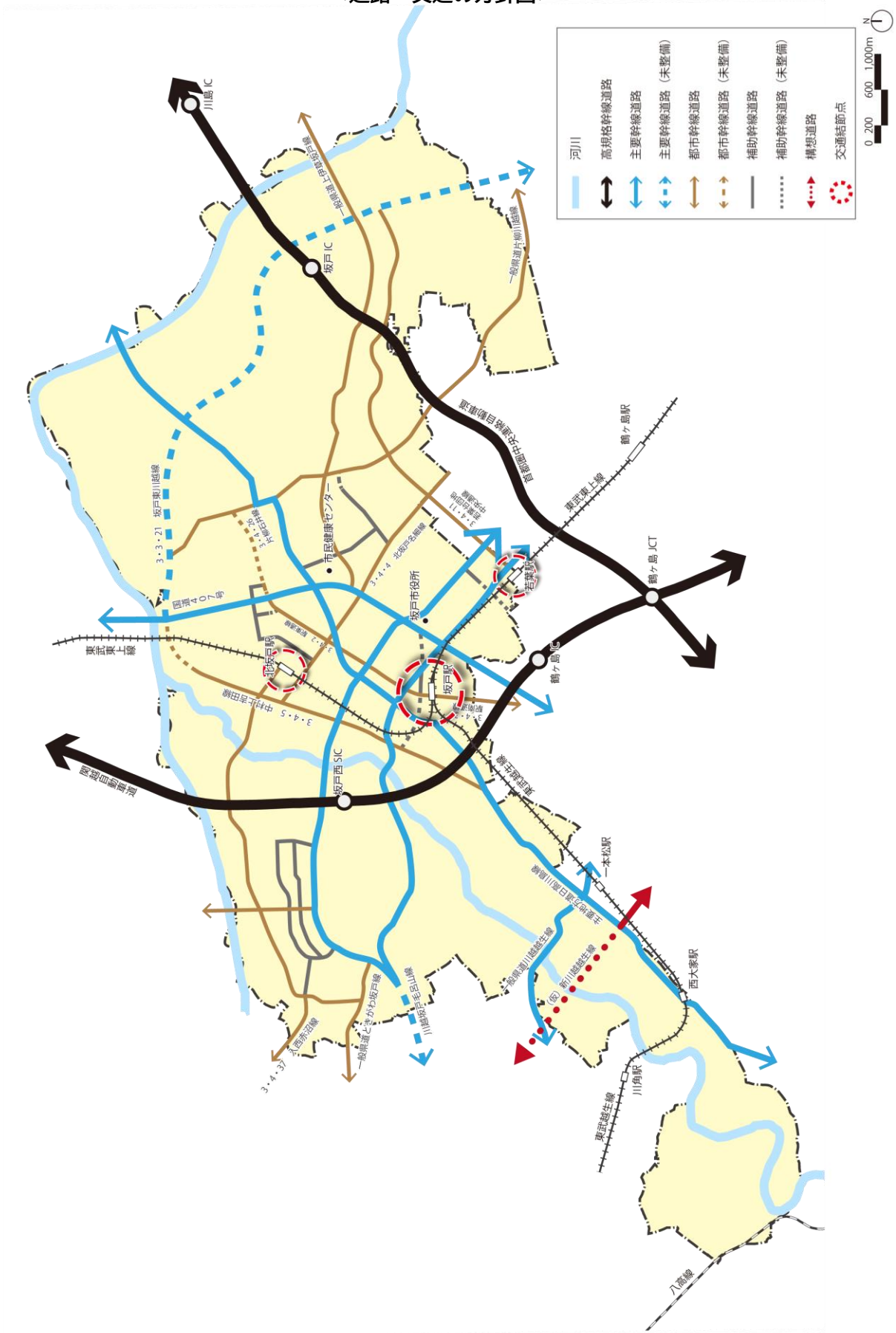
④交通安全対策の充実

- 交通安全の向上を図るため、カーブミラーの設置、交差点や踏切の改善、放置自転車対策をはじめ、交通規制や信号機の設置を関係機関へ要請するなど、総合的な交通安全対策の充実を図ります。

5) 移動手段における脱炭素化の促進

- 脱炭素化の促進に向け、公共施設における電気自動車の充電設備の設置を促進します。

<道路・交通の方針図>



4 水辺・公園・緑地の方針

(1) 方針の考え方

本市の特徴である高麗川や越辺川、城山の森をはじめとした豊かな自然環境は、市民の憩いの場や生物多様性に寄与する観点から、貴重な資源として積極的な維持・保全・活用を図ります。

公園や緑地は、コミュニケーションの場や自然とふれあえる環境教育の場としてだけでなく、防災や環境負荷の軽減など、多様な機能を持つことから、積極的な保全・活用を図ります。

(2) 施策の方向性

1) 水とみどりのネットワークの形成

①高麗川、越辺川の水辺環境の保全・整備による水とみどりの骨格軸の形成

- 高麗川や越辺川などの河川は、市を代表する自然・景観資源であるとともに、動植物の貴重な生息・生育の場であるため、ごみの不法投棄の防止活動や市民参加などによる河川の清掃美化により、良好な水辺環境の保全を図ります。
- 高麗川は、自然環境に配慮しつつ、既存の遊歩道の維持・管理や河川敷の有効利用、親水性の向上、市民の憩いの場の整備等により、中心市街地や各地区を結ぶ、水とみどりの骨格軸の形成を図ります。
- 市民の需要に合わせた、遊歩道等における休憩場所の整備を検討します。

②自然環境に配慮した身近な河川環境の維持・保全

- 谷治川については、良好な河川環境の維持・保全を図ります。

③城山の森の保全・活用

- 城山の森は、本市を代表するふるさとの資源として保全し、自然とふれあえる環境教育の場などの良好な緑地機能の活用方法を検討します。

④動植物の生息・生育環境の維持・保全

- 河川や緑地などの自然については、動植物の生息・生育環境に配慮した、維持・保全に努めます。

2) 優良農地の保全・活用

- 優良農地は、農業生産の場であるだけでなく、都市にうるおいを与える緑地空間、郷土景観として貴重な機能を有することから、保全を図ります。
- 優良農地は農業振興、地域活性化の観点から、地産地消に配慮した農地活用を検討します。
- 農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約化を積極的に促進します。また、地域の特性に応じたほ場整備、かんがい排水整備など、農業生産基盤の整備により優良農地の保全に努めます。

3) 市民の憩いの場となる公園等の整備の推進

- 市民の身近な憩いの場、コミュニケーションの場となる公園、広場、緑地などは地域の特性に応じた整備を推進するとともに、既存の都市公園については、利用ニーズに合わせた適切な維持管理と施設の充実を図ります。
- 身近で特色ある公園づくりに向けて、市民の理解と協力を得て協働による公園の管理を促進します。
- 公園や広場などについては、地域の特性を生かした緑化やデザインに努めるとともに、段差の解消やスロープ、インクルーシブ遊具の設置等を推進し、誰もが親しみをもち、利用しやすい施設づくりを進めます。
- 公園の園路や修景施設、休養施設や遊戯施設等については、点検調査結果による健全度の判定に基づき、利用状況や地域の人口構成等を踏まえ、補修・更新や長寿命化対策を検討します。

4) まちなかの緑化の推進

①公共施設の緑化の推進

- 行政文化施設、学校、地域交流センターなどの公共施設については、緑化を推進するとともに、公共施設等から発生する剪定枝等のリサイクルの促進を図ります。

②民有地の緑化促進・緑地保全

- 市街地や集落地の民有地については、緑地協定や市民緑地制度の締結などにより、地域の特性にあった緑化の促進に努めます。
- 市民の自主的な緑化活動への支援などを通して、市民による身近なみどりの保全、緑化及び花植え活動などの促進を図ります。

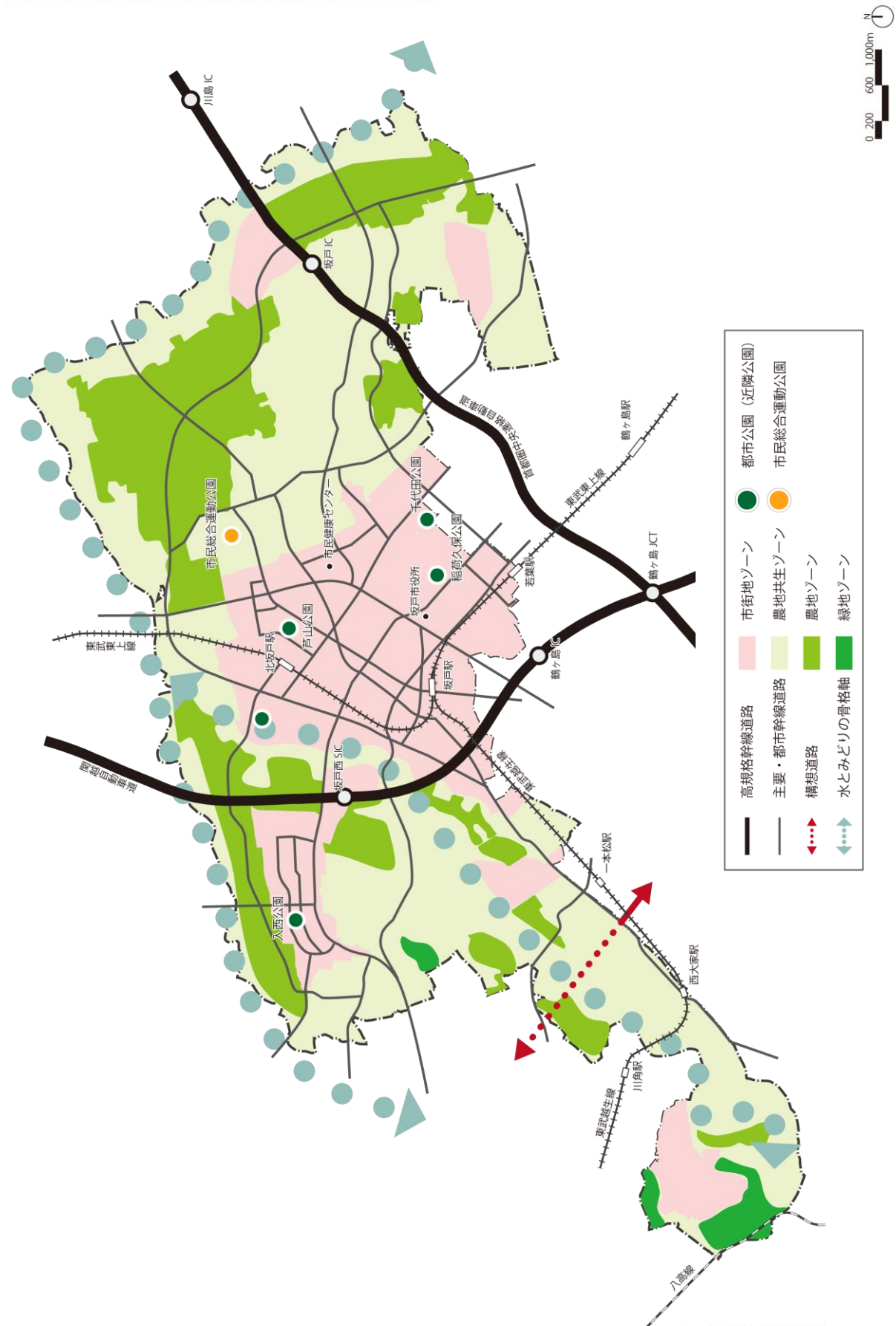
③屋敷林、社寺林などの身近な緑地資源の維持

- 市街地や農業集落地内に分布する屋敷林、社寺林などの樹林地や特色ある古木・大木などの身近な緑地資源については、所有者の協力を得ながら保存樹林として指定するなどによる維持・保全に努めます。

④道路緑化の推進

- 幹線道路や駅前広場は、うるおいのある街並みを形成するため、視認性等を考慮しながら街路樹などによる道路緑化を推進します。
- 将来的な維持・管理の観点から、樹種等の検討を含む計画的な植樹による維持・管理を推進します。

＜水辺・公園・緑地の方針図＞



5 景観・観光の方針

(1) 方針の考え方

本市には城山の森をはじめとする緑地や高麗川・越辺川等の河川、水田等の自然環境、市街地に点在する屋敷林、社寺林など多様な自然、史跡公園や安行寒桜などの地域資源があり、これらを生かした景観づくりの推進を図ります。

(2) 施策の方向性

1) 特色のある自然・郷土景観の維持・保全

①良好な郷土景観の維持・保全

- 郷土の景観を形成する、市街地を囲むように広がる田園や農業集落地の家並み、屋敷林、社寺林等の良好な郷土景観の維持・保全に努めるとともに、無秩序な開発を抑制し秩序ある土地利用の誘導を図ります。

②城山の森の景観の保全と活用

- 城山の森は、本市を代表するふるさとの資源として自然景観を保全し、自然とのふれあいの場として活用を図ります。

③高麗川・越辺川など河川の水辺景観の維持・保全

- 高麗川や越辺川などの河川は自然が多く、市を代表する景観であるため、これら河川の水辺景観の維持・保全に努めます。

2) 良好な都市景観の形成

①地域の特性に応じた良好な街並みの形成

- 計画的に整備された良好な環境を有する低層住宅地については、良好な街並みの維持・形成を図ります。
- その他の一般住宅地においては、緑化の促進などにより、良好な街並みの形成に努めます。
- 駅周辺を主とした商業地については、にぎわいのある街並みについて調査・研究を行い、良好な都市景観の促進を図ります。
- 国道407号沿道については、周辺環境に調和した街並みの形成を促進します。
- 大規模な工場等が立地する産業拠点は、敷地内の緑地の保全及び緑化の促進に努めます。
- 大学等が集積する地域では、みどり豊かなゆとりある環境の維持・向上に努め、落ち着いた街並みの形成を図ります。

②景観に配慮した建築物の整備・誘導

- 市役所や図書館、文化施設などの公共施設については、街並みの景観に配慮した施設整備を進めます。
- 多くの市民が利用する商業施設等の民間建築物については、周辺に配慮した景観の誘導を図ります。

③公共施設や民有地の緑化の推進

- 道路、河川、公園などの公共施設の緑化を推進するとともに、生け垣化など民有地の緑化を促進し、みどり豊かでうるおいある街並みの形成を図ります。

④歴史・文化資源の景観への配慮

- まちづくりにあたっては、鎌倉街道などの歴史のみち、社寺、史跡、天然記念物などの歴史・文化的な景観資源に配慮します。

3) 観光振興の推進

①歴史・文化資源の保全とPR活動

- 市内には社寺、史跡、天然記念物、伝統芸能、祭りなどの歴史・文化資源が数多く分布していることから、これら貴重な資源については保全や整備・活用の推進とともに、積極的なPR活動を行いまちづくりへの活用を図ります。
- 市内に現存する史跡・古墳等を活用した「史跡公園」の整備を推進します。

②歴史・文化資源を結ぶネットワーク整備の検討

- 歴史・文化資源の活用に向けて、各資源間をネットワークする「ふるさと歴史散歩道」などの整備や案内板の設置による、更なる観光資源の情報発信を推進します。

③SNS等での本市のPRによる観光資源の有効活用

- SNSを活用した本市の観光資源をはじめとする魅力の発信等により、交流人口の増加を図ります。



<景観・観光の方針図>



6 住宅・住環境の方針

(1) 方針の考え方

人口減少や少子高齢化に対応するため、持続可能な住環境の整備を推進するとともに、既存住宅地については地域特性に応じた整備を行い、住環境の維持を図ります。

また、脱炭素社会の実現に向け、屋上・壁面緑化によるヒートアイランド現象の緩和策の普及や住宅のエネルギー効率を向上させる建築物の省エネルギー化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

(2) 施策の方向性

1) ユニバーサルデザイン等の推進

①ユニバーサルデザインによる整備の推進

- ・ 駅舎、駅前広場、道路、公園、公共施設などについては、高齢者・障害者など、誰もが利用しやすい環境づくりを図るため、「坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針」等に基づく、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

②公共交通、公共施設などのバリアフリー化の推進

- ・ 多くの市民が利用する鉄道駅周辺や公共施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、関係機関との協議を図りながら、バリアフリー化を促進します。
- ・ 駅周辺や商店街、学校、公共施設周辺など人通りの多い道路については、歩道の確保に努めるとともに、既存歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの整備・充実を図り、バリアフリー化を推進します。

③多くの市民が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

- ・ 医療施設、大規模店舗、銀行など多くの市民が利用する民間建築物について、バリアフリー化を促進します。

2) 地域特性やニーズに応じた住宅・住環境の整備

①都市計画制度を用いた良好な住環境の維持・改善

- ・ 計画的に整備された大規模住宅団地や既存の低層住宅地については、地区計画などを活用し、今後とも良好な住環境の維持・改善を図ります。

②空き家の利活用検討

- ・ 不動産関係団体等と連携しながら、流通や利活用の促進に取り組みます。また、早い段階で空き家を解消するために、専門事業者等と連携し、所有者等への的確な情報提供を行うとともに、空き家や除却後の敷地の利活用を促進します。

③地域の特性に応じた良好な集落地の環境の維持

- 農業集落地については、地域環境との調和に配慮した秩序ある土地利用の誘導を図るとともに、住環境の維持・向上に努め、地域の特性に応じた良好な集落地の環境を維持します。
- 下水道整備区域以外の農業集落地においては、河川の水質保全の観点から合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、維持管理の啓発に努めます。

3) 誰もが安全に安心して暮らせる住環境の推進

①基盤未整備な住宅地における狭あい道路の解消など住環境の改善

- 都市基盤が未整備となっている住宅地や密集している住宅地は、関連事業等との連携を図りながら、狭あい道路の解消など、住環境の改善を図ります。

②上水道施設の整備・充実

- 安全・安心な水資源の確保、安定的かつ効率的な水利用、水質管理の観点から、上水道施設の計画的・効率的な維持管理と更新を図ります。併せて、上水道事業の安定運営のために財政基盤の強化等を図ります。

③水道管路の耐震化（維持管理・更新）

- 上水道施設の整備・充実と併せて、管路の耐震化を図ります。

④下水道の整備の推進

- 公衆衛生の向上や河川の水質保全等の観点から、下水道事業計画区域を対象に公共下水道の整備を推進します。

4) 環境負荷低減に寄与する環境にやさしい住環境の推進

①建築物の省エネルギー化の推進

- 住宅の窓や床・壁の断熱、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入等、エネルギー効率を向上させる省エネルギー改修工事の支援を推進します。

②気候変動に適応したまちづくりの推進

- ヒートアイランド現象の緩和のため、屋上・壁面緑化、グリーンカーテン等の普及を図ります。

③スマートコミュニティの推進

- 再生可能エネルギーの地産地消に向けたまちづくりを実現するため、仕組みづくりの検討を行います。
- 公共施設・市営住宅等の新築・改築・改修時には ZEB 化を検討し、省エネ性能の向上・長寿命化を図ります。

＜住宅・住環境の方針図＞

高規格幹線道路
主要・都市幹線道路
下水道処理区域

資料編

7 防災・防犯の方針

(1) 方針の考え方

本市は集中豪雨による越辺川の外水氾濫や飯盛川の内水氾濫などによる被害が発生しており、ハード・ソフト両面から防災性の向上が必要です。そのため、国や県と連携した遊水地や調節池の整備促進及び貯留施設の整備、浸透ます、透水性舗装等の普及を促進します。

また、地震や火災に対応するため、都市計画道路や狭あい道路の整備、防災拠点や避難所の機能強化を図ります。

市民に対しては、防災・防犯意識の高揚を図るため、自主防災組織への支援等による、地域ぐるみの防災・防犯活動を促進します。

(2) 施策の方向性

1) 水害に強いまちづくりの推進

①河川の治水安全性の向上

- ・飯盛川や葛川における河川合流部の排水機場の整備、その他河川の改修などにより、治水安全性の向上を図ります。

②集中豪雨を始めとする各種災害に対する、河川の災害対策の推進

- ・集中豪雨時の浸水対策や迅速な雨水処理を図るため、河川の治水安全性の向上に併せて、公共下水道の整備の推進及び、既存施設の適切な運転管理を行います。
- ・河川や公共下水道への負担を軽減するため、遊水地や調整池、貯留施設の整備及び浸透ますや透水性舗装の普及を促進します。
- ・公共工事においては雨水浸透施設等の整備を促進します。

③みどりの持つ雨水浸透機能等による、災害リスクの低減

- ・グリーンインフラとしてみどりがもつ雨水浸透機能等を活用することで、水害リスクの軽減につながることから、農地や緑地等の保全・創出を図ります。

④入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進

- ・荒川水系における流域治水について、国や県と連携を図りながら、入間川流域緊急治水対策プロジェクトなどの治水対策をハード・ソフト一体で多層的に推進します。

2) 地震・火災に強いまちづくりの推進

①市街地の防災性の向上

- ・狭あい道路や袋路状道路の整備・改善により、緊急車両のアクセスルートや避難ルートの確保を図ります。
- ・防火・準防火地域の指定により、建物の不燃化を促進するとともに、建築物耐震改修促進計画に基づいた建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進し、市街地の防災性の向上を図ります。

②緑地を活用した延焼遮断機能の充実

- ポケットパークや植栽スペースなど緑地の確保に努めるとともに、火災に強い常緑樹等により緑化を図るなど、緑地を活用した市街地の延焼防止機能の充実を図ります。

③橋りょうの適切な維持管理及び更新

- 既存の橋りょうについては、修繕による長寿命化とともに、耐震補強を含め適切な維持管理及び架け替えを図ります。

3) 防災拠点の整備について

①防災拠点や避難所の機能強化・充実

- 災害時に災害対策本部となる市役所や地域防災拠点に指定されている地域交流センター等については、防災拠点としての機能強化を図ります。
- 小・中学校を中心に指定されている避難所等については、備蓄品の充実を図ります。

②防災拠点の機能更新時における機能強化

- 防災拠点等の施設建て替えや移転等を行う際は、災害に強い構造に機能強化を図る等の検討を行います。

③再生可能エネルギー等の活用による防災拠点機能の向上

- 災害時の電源確保の観点から、地域防災拠点等となる施設への再生可能エネルギー等の導入を進めます。

④警察、消防、医療・福祉等の関係機関、企業との連携強化

- 緊急時の救急・医療活動、救助・救援活動などに迅速に対応できるよう、災害対策本部や地域防災拠点などを核に、警察、消防、医療・福祉等の関係機関や NPO、各種ボランティア団体、企業などとの連携を強化します。

4) 交通安全、防犯まちづくりについて

①公園などの見通しの確保

- 公園、広場、道路などについては、適切な植栽管理を図るとともに、防犯に配慮した維持管理に努めます。

②防犯灯などの設置促進

- 誰もが安心して歩けるよう、地域等からの要望を基に防犯灯の設置を進めます。

③地域ぐるみの防犯活動の促進

- 防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

＜防災・防犯の方針図＞

